様式第1号(第2条関係)							
	屋外瓜	広告物 [	許可申請書				
津和野町長 下森 博志	之 様				年	月	目
	+	住	三所				
	甲	請者 氏	2 名			印	
			(電話			)	
広告物の表示又は掲り	出物件の設置につ	いての評	F可を受けたいの	で、次のと	おり申記	青しま~	す。
① 広告物等の種類							
② 個 数(数 量)		個(枚)	③ 表示面積				m²
④ 表示(設置)場所							
⑤ 管 理 者	(住所) (氏名)		('	電話)			
⑥ 工 事 施 工 者	(住所)		(,	屋外広告業	登録番号	17)	
	(氏名)		1	島根県屋外	広告業登	经最第	号
⑦ 工事施工予定期日	許可の日から		日以内に竣工	(更新の	場合は省	î略)	
⑧ 表示(設置)期間	年	月	日から	年 月	日書	きで	
件の大要を表 2 位置図、作 3 表示し、3 認可、承諾等 4 はり紙又に	対近見取図及び実 又は設置する場所 等を得たことを証 ははり札の申請に 物にあっては、鉄	測平面図 が他人の する書類 際しては	] )所有又は管理に 員 は、記入内容を省	属するとき 略しその見	は、その 本を添作	の者の記	許可、

2 ⑤に記載した場合は、屋外広告物管理者設置届の提出は不要

3 申請書は、2部提出のこと。

この申請を (別記条件を付して) 許可する。

⇒⁄r		年	月	日
許	指令	3	第	
可	自	年	月	日
	至	年	月	日

津和野町長

(EJ)

## 2. 設置に当たっての注意事項

1. 許 可 条 件

- ① 立看板は民家の壁面等に取り付け、道路敷(歩道、側溝、法敷を含む)内に突出させないこと。
- ② 道路における広告物の表示については、道路法(昭和27年法律第180号)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)による規制(建設省道路局長通達「指定区間内における路上広告物等の占用許可基準について」)が行われています。たとえば、交差点及びまがり角から10m以内及び交通標識の設置されている附近やその他交通の支障となる場所には設置できません。
- ③ 風圧等により倒壊、破損しないよう堅固に設置すること。
- ④ 広告物等が、著しく汚染し、退色し若しくは塗料がはく離したとき、著しく破損し、若しくは 老朽化したとき又は倒壊若しくは落下のおそれがあるときには、速やかに補修すること。
- ⑤ 許可条件が満了した時、若しくは許可が取消されたとき、又は広告物等の表示若しくは、設置が必要でなくなったときは、遅滞なく当該広告物等を除却すること。
- ⑥ 電柱類及び街路樹、照明灯、街灯柱、橋梁等の公共施設には添架しないこと。